習志野市学校給食センター建替事業 第1回入札説明書等に関する質問書の回答

習志野市学校給食センター建替事業 第1回入札説明書等に関する質問書の回答は、以下のとおりです。

■入札説明書

	、札詋明書											
No	資料名等	該当箇所								項目	質問	回答
110	貝们们分	頁	I	1	(1)	(1) ア	(7)) a	グロ		
1	入札説明書	4	П	1	(1)					入札参加者の構 成と定義	資料中、「構成員」と「構成企業」が混在しています。「構成員」が正との理解で宜しいですか。また、参加表明関連の様式集にも、「構成企業」が出てくるため、「構成員」に訂正するということで宜しいですか。	「構成員」は代表企業及び構成企業を示すものとして、代表企業を含むか否かにより別の定義としていますので、原案のとおりとします。 なお、ご指摘を踏まえて、様式集において、「構成員」「構成企業」の記載を一部修正します。
2	入札説明書	5	П	2						入札参加者の備 えるべき参加資格 要件	「構成員及び協力企業は〜」とありますが、入札公告、3頁、(2)入札 参加者の参加資格要件では「構成員は〜」となっております。いずれ を正ととらえれば宜しいでしょうか。	入札説明書に記載の「構成員及び協力企業は〜」を正とします。
3	入札説明書	5	П	2						入札参加者の備 えるべき参加資格 要件	土木工事の担当企業の参加資格要件としては、入札説明書P.5(1) 共通の参加資格要件を満たせばよく、個別の参加資格要件は必要ないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、土木工事に限らず、工事を請負う者は、対応した建設業法に基づく建設業の許可を受けていることが必要です。
4	入札説明書	6	П	2	(1)					共通の参加資格 要件	特定業務を実施する者以外が構成員または協力企業となる場合の資格要件は、(1)共通の参加資格要件、を満たせばよいとの理解で宜しいですか。	ご理解のとおりです。
5	入札説明書	6	П	2	(2)					個別の参加資格 要件	「なお、①~⑤の業務を行う者で~(中略)~入札参加資格申請手続きを済ませること」とあります。逆に言えば、①~⑤以外の業務を行う者は、「習志野市入札参加資格者名簿」に登録されていなくても参加可能ということでしょうか。	業は、「平成28・29年度習志野市入札参加資格者名簿」に登載さ
6	入札説明書	12	IV	1	(7)					対面対話の実施	対面対話の実施要領は、別途通知されるとの理解で宜しいですか。 (当日の進め方、参加人数の上限、PPT等使用の可否、議事録など)	ご理解のとおりです。なお、入札説明書に示す「対面対話を希望する議題」(様式一3)とあわせて「議題の補足資料」の提出も可とします。詳細は、本質問回答とあわせて公表する「対面対話実施に係る通知文(案)」をご参照ください。
7	入札説明書	12	IV	1	(7)	(]				対話参加者	対面対話を希望するものとありますが、人数制限はありますでしょうか ご教示ください。	最大10名程度までを目安とします。
8	入札説明書	13	IV	1	(11)	(1				入札書類及び提 案書類の受付	「事前に連絡の上」とは、当日の電話連絡で宜しいのでしょうか。 念のため確認させてください。	前日の電話連絡とします。
9	入札説明書	17	IV	1						献立方式等	①献立にて、「副食4品メニュー」とありますが、要求水準p7では、「副食3又は4品メニュー」とあります。4品が正ですか。また、アレルギー対応食については、要求水準p65から、3品ということで良いですか。	最大副食数が4品という意味ですので、表記の修正はありません。 また、アレルギー対応食についても、副食+デザートという表記で すが、デザートも大きく分ければ副食ですので、最大副食数は、4 品となります。
10	入札説明書	18	VI	3						事業者の収入	「サービス対価Aの変動に係るリスクは事業者において対応することを前提に提案を行うこと」とは、具体的にはどのようなリスクを想定されていますか。	交付金の金額の変動、交付金の交付有無、その他交付条件の変 更等を想定しています。
11	入札説明書	18	VI	3						事業者の収入 サービス対価A	18頁5行目に「サービス対価Aの変動に係るリスクは事業者において対応することを前提に提案を行うこと。」とありますが、サービス対価Aの変動に係るリスクは貴市負担としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

12	入札説明書	18	VI	3	事業者の収入 サービス対価A	「サービス対価Aの変動に係るリスクは事業者」とありますが、当該「変動に係るリスク」とは事業者の責めによる設計変更等により設計・建設工事に係る費用が変動した場合のリスクであり、それ以外の事由によるサービス対価Aの増減リスクは事業者のリスクの範囲ではないとの理解でよろしいでしょうか。	回答No.10をご参照ください。
13	入札説明書	18	VI	3	事業者の収入 サービス対価A	18頁5行目に「サービス対価Aの変動に係るリスクは事業者において対応することを前提に提案を行うこと。」とありますが、交付金額は同4行目にある通り、「平成31年度時点の同要綱(学校施設環境改善交付金交付要綱)に基づいて算定した額(事業契約書案 別紙3 1 (2)イにおいては『交付金相当額192,154千円及び…地方債調達額の合計』となっている。)」であり、当該時点の要綱の内容及び地方債調達額は事業者にてコントロールすることはできません。「最も適切にリスクを管理することができる者が当該リスクを担当する」という基本的考え方に基づき、交付金額の増減リスクは貴市にて負担いただけますでしょうか。	いとすることは考えておりません。ただし、国庫交付金がゼロや減
14	入札説明書	18	VI	3	事業者の収入 サービス対価A	対価Aが減額した場合、サービス対価Bの元本金額が増額しますが、	前段は、ご理解のとおりです。 後段については、国庫交付金がゼロや減額になった場合は、国 庫交付金及び補助裏分の起債額が減少しますが、単独分の起債 額の増額をもって対応することになります。仮に国庫交付金がゼロ になった場合、サービス対価Aは約1億程度の減額となると想定し ており、サービス対価Bがその分増額になります。
15	入札説明書	18	VI	3	事業者の収入 サービス対価A	「サービス対価Aの変動に係るリスクは事業者」とありますが、サービス対価Aが減額した場合、サービス対価Bの元本金額が増額となり、元本増額に伴いサービス対価Bの金利も増額しますが、当該増額分は貴市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	回答No.10~14をご参照ください。
16	入札説明書	18	VI	3	事業者の収入 サービス対価A		国庫交付金は平成30年5月の交付決定時に金額が確定されますが、起債については平成31年3月に確定します。このため、サービス対価Aの確定は、施設引渡時点となります。
17	入札説明書	18	IV	3	事業者の収入	サービス対価Aの変動に係るリスクは事業者において対応することが 前提となってますが、サービス対価Aの交付金額はいつ確定するので しょうか?	回答No.16をご参照ください。
18	入札説明書	18	VI	3	事業者の収入 サービス対価A	※印において記載されている「設計・建設工事にかかる費用」について、各項目(実施設計費、工事監理費、本施設工事費(建築工事、電気設備工事、機械設備工事等)、調理設備設置工事)と、様式H-1「初期投資費見積書」の項目が一致しておりません。サービス対価Aの算出に誤りがないように、項目を統一いただけますでしょうか。	様式H-1を修正します。
19	入札説明書	18	VI	3	事業者の収入 サービス対価A	表に記載のサービス対価Aの金額は税込金額でしょうか。	税込金額です。
20	入札説明書	18	IV	3	事業者の収入	実際に支払われるサービス対価Aは、ご記載の式によって算定された一時金に、別途消費税及び地方消費税を加算した額が支払われるとの理解でよろしいでしょうか?	税込金額のため、別途消費税等は加算されません。なお、起債 (単独分)の算定にあたっては、「起債対象となる設計・建設工事 に係る費用の合計額」は税込金額として算出してください。
21	入札説明書	21	VII	6	事業者の事業契 約上の地位	市と事前に協議を行い、承諾を受けた場合、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を担保提供することが可能と理解していますが、SPCに融資を行うこととなる金融機関より承諾依頼が寄せられた場合、合理的な理由なしに当該承諾を拒否しないと考えてよろしいでしょうか?	入札説明書22頁: Ⅶ.7に記載の融資金融機関との協議によるものと想定しています。回答No.22をご参照ください。
22	入札説明書	22	VII	7	融資金融機関との 協議	貴市との直接協定書の締結にあたり、SPCに融資を行うこととなる金融機関より締結依頼が寄せられた場合、合理的な理由なしに当該依頼を拒否しないと考えてよろしいでしょうか?	具体的な内容については、市と融資金融機関との協議により決定 することになりますが、基本的にご理解のとおりで差し支えありませ ん。

■要求水進書

■姜	<u>·</u> 求水準書									
No	資料名等	百	ī	該	当箇所 (1)		7 (7)	項目	質問	回答
1	要求水準書	目次	•		(1)			参考資料2-1	敷地求積図の公表はいつ頃ろになりますでしょうか。 また公表の際、CADデータもご提供を頂けますでしょうか	近々公表する予定です。
2	要求水準書	目次						参考資料2-2	土量計算図のCADデータのご提供を頂けますでしょうか	CADデータの提供希望者は、習志野市教育委員会まで、電子メールで請求してください。(E-mail gakyoiku@city.narashino.lg.jp)
3	要求水準書	4	Ι	3	(4)	2	セ	遵守すべき法令 等「習志野市	「習志野市開発事業指導要綱」とありますが、本事業に於いては都市計画法第29条第1項三号に該当致しますでしょうか。 本事業の開発行為の許可摘要の要否についてご回答を頂けますでしょうか	本事業は、PFI事業であり本市の関与等にかんがみ、開発行為の許可は不要になります。ただし、「習志野市開発事業指導要綱」の適用対象事業であることから当該要綱による手続きが必要となります。
4	要求水準書	6	I	4	(2)			敷地条件	事業用地にある植栽・柵等は事業者の負担で撤去するという理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
5	要求水準書	8	I	4	(3)	3	ア (イ)	献立方式	「例)「汁(汁物)+焼物+和え物」又は「汁(煮物)+揚物+サラダ(生)+果物」」とございますので、1種類以上の揚物を同日に調理することはないとの理解でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
6	要求水準書	11	П	2	(1)	4	オ	諸室配置計画	便所の配置は、P21Ⅱ-5-(1) - ⑤-イ-(イ)にあるように「食品の取り扱う場所及び洗浄室」の上部に配置しないと読み替えてよろしいでしょうか。	差し支えありません。
7	要求水準書	12	П	2	(1)	4		表Ⅱ-1:主要諸室 区域区分	表の汚染作業区域に回収用プラットホームとございますが、衛生管理・ 作業性を考慮してドックシェルターでの提案も可能でしょうか?	可能です。
8	要求水準書	12	II	2	(1)	4		表Ⅱ-1:主要諸室 区域区分	表の非汚染作業区域に配送用プラットホームとございますが、②外部 仕上げウに記載されている通り、衛生管理・作業性を考慮してドック シェルターでの提案も可能との理解でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
9	要求水準書	12	П	2	(1)	4		表Ⅱ-1:主要諸室 区域区分	表の非汚染作業区域に、上処理室とございますが、衛生管理・作業性・視認性を考慮して、上処理室と煮炊調理室を一体的な調理室としての提案も可能でしょうか?	可能です。
10	要求水準書	12	П	2	(1)	4		諸室配置計画	上処理室と煮炊き調理室を隔てる壁は、上処理室の機能を満たすスペースと、一方通行の衛生的なワンウェイの調理動線が確保されており、衛生面・機能面等に支障がなければ、効率的でコンパクトな施設の整備のために設けなくてもよろしいでしょうか。	差し支えありません。
11	要求水準書	13	II	2	(4)	2	1	出入口	「フェンス」は接道部のみ設置と考えてよろしいでしょうか。	敷地境界の全面に必要と考えています。外部から侵入防止を踏ま えた計画としてください。なお、構造については、茜浜芝園地区地 区計画に拠るものとします。
12	要求水準書	13	П	2	(4)	3	ウ	構內道路·駐車場 等	食材検収補助業務を7時30分から開始するためには、調理社員が7時00分までには施設で勤務を開始する必要があること、また、事業用地近隣には、大規模商業施設が多数あり、15年の長期にわたり調理パートを安定的で確実に確保するために立地を考慮いたしますと、事業用地内に駐車場を整備し自家用車での通勤をできるようにすることが必要であると思われます。事業用地近隣を調査したところ、調理従事者が借用できるような有料の駐車場がないことから、また、現在の習志野市の学校給食センターなどの地元市内雇用を推進するためにも、事業用地内に調理従事者用の駐車場整備をお認めいただけないでしょうか。	従事者の通勤については、公共交通機関の利用を想定していますので、原則として、通勤用車両の駐車場の設置は不可とします。 但し、搬入・配送業務に支障を来さない範囲内で、従事者用の 駐車場の設置について提案することは可とします。
13	要求水準書	13	П	2	(4)	3	ウ	駐車場	事業者用の駐車場についての記載がありませんが、事業者の緊急用に2台程度の駐車スペースを敷地内に確保する事は可能でしょうか。	事業者用の業務車両駐車場を敷地内に確保することを可とします。台数は事業者提案とします。

14	要求水準書	13	П	2	(4)	3	ウ	構內道路·駐車場 等	配送車故障・事故時や渋滞の影響により車両運行に遅れが生じた際の代替配送の他、急な学校訪問や配膳員の急な欠員対応等の際に使用する緊急時対応用車両数台の駐車場を敷地内に確保することは可能でしょうか。	回答No.13をご参照ください。
15	要求水準書	13	П	2	(4)	4		配送車両車庫	配送車両の車庫に本施設の庇下を使用した場合、壁等を設けなくてもよろしいでしょうか	特に制約条件はありません。施設計画の基本的要件に基づきご 提案ください。
16	要求水準書	13	П	2	(4)	5		植栽	「習志野市緑の基本計画」では、緑地の詳細な算定基準(水平投影の面積で良いのか、壁面緑化や屋上緑化の制約の有無等)が記載されていません。詳細な資料があればご提示ください。	
17	要求水準書	20	П	5	(1)	3	イ (ウ)	コンテナ室	「コンテナ消毒装置を設けること。」との記載に、要求水準書(案)に関する質問回答のNo.105で、「事業者の提案によるものとします。」と回答ございましたので、コンテナ消毒方法は提案にお任せ頂けるとの理解でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
18	要求水準書	22	П	5	(2)			給食エリア各室の 主要機器	「特に将来の食数減少の影響を最小とするため、機器は自校式の学校給食室への転用を想定した選定を行うこと。」とございますが、主にどの機器を転用することを想定されておりますでしょうか。	スチームコンベクションオーブン、食器消毒保管庫を想定しています。 す。
19	要求水準書	22	П	5	(2)			給食エリア各室の 主要機器	「特に将来の食数減少の影響を最小とするため、機器は自校式の学校給食室への転用を想定した選定を行うこと。」とございますが、転用する際の工事・移転等の費用、また、その後の点検・保守・修繕等の維持管理費用は、本事業に含まれないという理解でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	要求水準書	22	П	5	(2)			各室での主要機器	要求水準書(案)に関する質問書の回答No. 112において、「調理によって、IHコンロとガスコンロを使用する予定ですので、両方設置してください。」とございますのは、IHコンロがガスコンロの火力よりも一般的に低いことからと思料します。そこで、アレルギー専用調理室において、IH調理器の火力がガスコンロ同等以上のものを設置すれば、IH調理器で統一して設置をしてもよろしいでしょうか。	差し支えありません。
21	要求水準書	23	П	5	(3)	1	ウ (エ)	ホワイトボード	市使用備品に、ホワイトボード2台、固定式及び移動式(各1台)、300 0×2000mm程度とございますが、ホワイトボードの大きさに間違えは ございませんでしょうか。	縦900mm×横1800mmに修正します。
22	要求水準書	26	П	6	(4)	4	イ (エ)	揚物機	「しらす干し、豆等、細かな食材も揚げられるような機器とすること。」と ございますが、かき揚げのような揚物か?素揚げなのか?どのような食 材をどのように調理されるのか?1食あたりの重量、個数、使用食材の 大きさ等、詳細な情報をお示し下さい。	あべかわ芋、ポップビーンズ、大豆とポテトのしゃりしゃり揚げ、ぎ
23	要求水準書	28	Ш	2	(1)	1		業務内容	「土壌調査」とは法・条例等で定められている調査でしょうか。	ご理解のとおりです。
24	要求水準書	28	Ш	2	(1)	1		業務内容	「土壌調査」の調査項目について具体的にご提示下さい。	本項に記載のとおり、必要となる調査を事業者において検討の上で、実施してください。
25	要求水準書	28	Ш	2	(1)	1		業務内容	「施設整備に必要な調査一式」を具体的にご教授下さい。	本項に記載のとおり、必要となる調査を事業者において検討の上で、実施してください。
26	要求水準書	29	Ш	3	(1)	3	1	実施設計	模型(1m×1m以内)とございますが、1m2以内であれば、事業者提案によるとの理解でよろしいでしょうか。また、模型は本施設に設置予定でしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段の設置予定場所は、本施設内の設置を予定しています。
27	要求水準書	35	Ш	9	2			近隣対応·対策業 務	「合理的に要求される範囲の近隣対策」とありますが、具体的にどのようなことを想定されていますでしょうか。	本施設の建設に伴う近隣対策は事業者のリスク負担となることを 踏まえて、必要と考える近隣対策を実施してください。本施設の建 設に伴う近隣対策については、事業契約書(案)第29条もご参照 ください。

28	要求水準書	40	V	1	(7)			維持管理業務報告書	事業契約書(案)第52条2項では、「月報、年間報告書及びセルフモニタリング報告書は維持管理・運営期間の終了時まで保管する。」とございますが、どちらが正しいでしょうか。	
29	要求水準書	45	V	5	(2) 2)		植栽維持管理	敷地を越境している樹木の枝や根については、越境起因者の方で剪 定等して頂けると考えてよろしいでしょうか。	市から越境起因者の方に剪定等を依頼する予定です。
30	要求水準書	47	V	6	(3) 3) ア	(1)	床·壁·天井	ワックスがけ等清掃は、長期休暇中に毎回(3回)必ず行わなければならないということではなく、衛生的な調理環境を維持するのに適切な頻度を設定し、長期休業期間中に実施すればよい、との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、最低限年3回以上は必要であると考えて
31	要求水準書	53	VI	1	(10)			費用の負担	現在の習志野市の給食センターと配膳員等の臨時職員(パート)の時 給及び勤務時間帯をご参考までにご教示いただくことは可能でしょう か。	給食センターの臨時職員は、時給1,013円、勤務時間は5.5時間/日。配膳員は時給850円、勤務時間は3時間/日です。
32	要求水準書	56	VI	3	(1) ③) 	(夕)	二次汚染の防止	「ふきんは使用せず、ペーパータオルを使用すること。」とございますが、調理室内での食缶の拭き取りなどにペーパータオルを使用すると、ペーパーが破れて異物の原因になる懸念もあるため、ダスター等の使用は認めていただけますでしょうか。	差し支えありません。
33	要求水準書	57	VI	3	(1) 3) オ	(ウ)	食材の温度管理	「〜冷凍冷蔵庫の庫内温度について、自動記録装置等により記録すること。」とございますが、自動記録の対象は長時間保管する冷凍庫・冷蔵庫を指し、一時保管用のパススルー冷蔵庫などは対象外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	要求水準書	62	VI	7	(1) 2)		配膳等業務	「〜、朝9時までには業務を開始すること。」とございます。一方で、要求水準書P.61「表VI-5:配送校の給食時間」の表中で、9時過ぎからしか配膳室業務が開始できない小学校の記載がございますが、どちらが正になりますでしょうか。	
35	要求水準書	62	VI	7				配送校配膳室業務	配送校配膳室業務において、各学校・各幼稚園にて、設置している牛乳等の直送品の冷蔵庫等の調達・保守・修繕・更新等の業務は、本事業に含まないという理解でよろしいでしょうか。	
36	要求水準書	62	VI	7				配送校配膳室業 務	配送校配膳室業務に係る配膳員の白衣への着替えなどにおいて、小学校のロッカーなどの備品の使用を認めて頂けますでしょうか。	使用可能です。
37	要求水準書	63	VI	7	(3)			その他の業務	「各学校において特に必要なものへの参加・協力等については柔軟 に対応」とありますが、具体的にどのようなことを想定されていますで しょうか。	例としては、食育授業の一環として、教室に配膳員の方をお招き して仕事の内容等をお聞きする等を想定しています。
38	要求水準書	64	VI	10				運営備品等更新業務	運営備品等更新業務には、事務備品の更新は含まれないとの理解で 宜しいですか。	事務備品も含めて、「運営備品等調達業務」において事業者が調達した運営備品等及び事務備品は、事業者の責任において、保守管理、更新等を行ってください。この旨を要求水準書に追記します。
39	要求水準書 参考資料12							給食提供対象校の構内アプローチ、搬送車駐車場及びプラットフォームの状況	配送対象校における配送車のプラットフォーム及び配膳室等の整備・ 改修等は、本事業には含まれないという理解でよろしかったでしょう か。	ご理解のとおりです。

■事業契約書(案)

	事業契約書(案)									
No	資料名等			該	当箇別			項目	質問	回答
1	事業契約書(案)	3	第13条	1	(1)	1	7 (7) a	契約の保証	契約保証金納付後に消費税及び地方消費税が増税となった場合には追加納付の必要があるのでしょうか?	ご理解のとおりです。
2	事業契約書(案)	9	第23条	3				本施設の設計	基本設計図書及び実施設計図書を貴市に提出して確認を受けるとありますが、受領証等の貴市が当該資料を受け取ったことを証する資料についてはご提出いただけますでしょうか?また適合確認後の通知については原則文書でSPCにご提出くださいますでしょうか?	事業契約書(案)第3条第5項に基づき通知は書面により行います。受領証については、必要に応じて発行します。
3	事業契約書(案)	11	第26条					施工計画書等	施工計画書等を貴市に提出するとありますが、受領証等の貴市が当該資料を受け取ったことを証する資料についてはご提出いただけますでしょうか?また貴市からの通知については原則文書でSPCにご提出くださいますでしょうか?	回答No.2をご参照ください。
4	事業契約書(案)	12	第30条					運営備品等の調達	調達する調理設備も調理備品も、様式F-11備品リストへの記載を求められていることからも、SPCと調理設備設置業務を行う企業との調理設備設置業務契約は、運営備品等の調達業務と同じととらえ、工事契約ではなく、従来発注方式の際の多くと同じく、備品契約でもよいとの理解でよろしいでしょうか?	市とSPCとの事業契約内容に影響を及ぼさないことを前提に、SPC と各企業の契約形態は事業者の提案によるものとします。
5	事業契約書(案)	13	第30条	第4項				運営備品の調達	「事業者は~本施設完工予定日までに運営備品等を調達し、~」とございますが、運営備品の定義としては、食器・食缶等、コンテナ、調理備品及び調理従事者の用品等多岐に渡りますため、完工検査前の搬入となりますと、施設検査にも多大な影響を及ぼす可能性があること、また備品の管理責任等の問題もあると思料します。そのため、運営備品の検査は、一覧リストにてご対応頂き、実際の搬入・設置は、開業準備期間に実施させていただくことは可能でしょうか。	基本的には差し支えありません。具体的には事業者選定後の協議により決定します。
6	事業契約書(案)	14	第33条	2				事業者による本施 設の完了検査	完了検査が終了した場合、貴市からSPCに対して完了検査書等の文書を提出していただけますでしょうか?	回答No.2をご参照ください。
7	事業契約書(案)	21	第52条	第2項				業務報告	維持管理・運営期間の終了時まで保管する月報等の業務報告書は、必要時速やかに貴市へ提出できれば、データによる保管でもよろしいでしょうか。	差し支えありません。
8	事業契約書(案)	21	第53条					維持管理・運営業務に伴う近隣対策		一般的な給食センターの近隣への影響として、騒音、臭気、配送 車両の周辺交通への影響等が想定されますが、現時点で本事業 特有の想定があるものではありません。事業者において、維持管 理・運営状況を踏まえた必要な近隣対策を実施してください。
9	事業契約書(案)	23	第56条	第3項				本施設の修繕	ここでいう「事業者以外の本施設の利用者」と、第84条第1項の「第三者」とは同義でしょうか。	ご理解のとおりです。
10	事業契約書(案)	23	第58条						施設整備業務はモニタリング対象ではないとの理解で宜しいですか。	施設整備段階のモニタリングは、別紙4に示す減額を伴う手続き は想定していませんが、事業契約書(案)第24条、第26条、第32 条等に基づく検査、確認等を実施します。
11	事業契約書(案)	23	第59条						施設整備業務は減額対象ではないとの理解で宜しいですか。	ご理解のとおりです。
12	事業契約書(案)	25	第66条	3					本施設内に事業者が所有または管理する機器類、什器備品等とは、 具体的には何を想定されていますでしょうか。	現時点で具体的な想定はありません。
13	事業契約書(案)	26	第67条	第1項	(5)			事業者の債務不履行による契約解除	「構成員が基本協定書の規定に反したとき。」とありますが、基本協定書第6条第3項に記載されている「本事業契約に係る本契約の成立前に、本事業の入札手続きに関し、乙のいずれかが次の各号に該当する」事実が事業契約締結後に判明した場合を想定しているとの理解でよいでしょうか。	ご質問の事象に加え、基本協定書第9条も該当します。

14	事業契約書(案)	27	第68条	2		本施設の設計引 渡し完了前の解 除の効力等	出来高部分については、設計費、工事監理費、会社経費等、出来高 を構築する上で必要であった費用も含まれると理解してよろしいでしょ うか?	ご質問の費用を含め、施設整備に係る対価を構成する費用のうち、合理的と判断される費用を含むものとします。
15	事業契約書(案)	27	第68条	2		本施設の設計引渡し完了前の解除の効力等	引渡し前の契約解除時において、検査に合格した出来高部分の買受 代金を支払い、その所有権を取得することができるとありますが、買取 を行わない合理的な理由がない限り、貴市は買取を行うと理解でよろ しいでしょうか?	ご理解のとおりで差し支えありません。
16	事業契約書(案)	28	第68条	第4項	(2)	本施設の引渡し 完了前の解除の 効力等	但書として「かかる金利の水準は事業者の施設整備業務にかかる当初借入として市が認めるもの」とありますが、当該金利の水準は事業者が合理的に対応可能な水準を協議の上定めるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第68条第5項(2)に記載のとおりです。
17	事業契約書(案)	28	第68条	第3項		解除時の買受代 金の支払いにつ いて	分割払いにする場合、支払期間中SPCを存続させる必要があり、その分の経費が発生してしまうため、一括払いとしていただけませんでしょうか。なお、第73条、第74条、第82条及び第83条における解除時についても同様です。	原案のとおりとします。
18	事業契約書(案)	28	第68条	第5項	(2)		但書に「事業者の施設整備業務に係る当初借入として市が認めるもの」とありますが、何を想定されているものでしょうか。	施設整備業務のうち本契約解除時点までに実施した業務に必要であった借入を想定しています。
19	事業契約書(案)	28	第69条	第2項		本施設の引渡し完了後の解除の効力等	但書として「かかる金利の水準は事業者の施設整備業務にかかる当初借入として市が認めるもの」とありますが、当該金利の水準は事業者が合理的に対応可能な水準を協議の上定めるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第69条第2項に記載のとおりです。
20	事業契約書(案)	29	第69条	第5項		本施設の引渡し 完了後の解除の 効力等	本項は第65条第3項に準拠するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	事業契約書(案)	29	第71条	第1項		一部解除に係る 違約金の算出に ついて	サービス対価D及びサービス対価Eの合計額を基に違約金の計算を 行うのではなく、一部解除の対象となる業務の対価を基に違約金の計 算を行うよう変更していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
22	事業契約書(案)	30	第73条			本施設の設計引 渡し完了前の解 除の効力等	出来高部分については、設計費、工事監理費、会社経費等、出来高 を構築する上で必要であった費用も含まれると理解してよろしいでしょ うか?	回答No.14をご参照ください。
23	事業契約書(案)	30	第73条	第6項		事業者に生じた増 加費用及び損害 の考え方について	括弧書き内に「合理的な金融費用を含む」とありますが、事業者の借入に係るブレークファンディングコストについても合理的な金融費用に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	合理的と判断される場合はご理解のとおりです。
24	事業契約書(案)	31	第74条	第6項		本施設の引渡し完了後の解除	本項は第65条第3項に準拠するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	事業契約書(案)	31	第74条	第1項		解除時のサービス 対価の支払いに ついて	「事業者に対し、未払のサービス対価Bの元本額を第2項ないし第4項の規定に従って支払う」とありますが、サービス対価Aの未払額(あれば)についても支払われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	事業契約書(案)	31	第74条	第8項		事業者に生じた増 加費用及び損害 の考え方について	括弧書き内に「合理的な金融費用を含む」とありますが、事業者の借入に係るブレークファンディングコストについても合理的な金融費用に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	合理的と判断される場合はご理解のとおりです。
27	事業契約書(案)	32	第77条	第1項	(2)	法令の変更による 費用・損害の扱い	法令により新たに実施が必要となった点検は建築物の維持管理に関する法令変更に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	事業契約書(案)	33	第80条		(1)	不可抗力による増加費用・損害の扱い	不可抗力が生じた場合の事業者が負担する増加費用額及び損害額について「サービス対価A及びサービス対価Bの元本額の合計の100分の1に至るまで」とありますが、増改費用額及び損害額と算定根拠となるサービス対価A及びサービス対価Bの元本額はそれぞれ税抜金額でしょうか。	税込金額とします。

29	事業契約書(案)	34	第82条	第4項	(2)	解除時のサービス 対価の支払いに ついて	事業契約解除となった場合、当初の計画時と同程度の条件で資金調達を継続することが困難になることが想定されます。分割払いの際の割賦金利については事業者による資金調達に係る金利が割賦金利を上回る想定のもとで協議のうえ決定させていただけますようお願いいたします。	原案のとおりとします。
30	事業契約書(案)	34	第82条	第6項		施設整備業務及 び開業準備業務 を終了させるため に要する費用につ	事業者が施設整備業務及び開業準備業務を終了させるために要する 費用について「合理的な金融費用を含む」とありますが、事業者の借 人に係るブレークファンディングコストについても合理的な金融費用に 含まれるという理解でよろしいでしょうか。	合理的と判断される場合はご理解のとおりです。
31	事業契約書(案)	35	第83条	第7項		本施設の引渡し 完了後の解除	本項は第65条第3項に準拠するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	事業契約書(案)	35	第83条	第1項		解除時のサービス 対価の支払いに ついて	「事業者に対し、サービス対価Bの元本額を第2項ないし第4項の規定に従って支払う」とありますが、サービス対価Aの未払額(あれば)についても支払われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	事業契約書(案)	35	第83条	第4項		解除時のサービス 対価の支払いに ついて	事業契約解除となった場合、当初の計画時と同程度の条件で資金調達を継続することが困難になることが想定されます。分割払いの際の割賦金利については事業者による資金調達に係る金利が割賦金利を上回る想定のもとで協議のうえ決定させていただけますようお願いいたします。	原案のとおりとします。
34	事業契約書(案)	35	第83条	第6項		維持管理・運営業 務を終了させるた めに要する費用に ついて	事業者が維持管理・運営業務を終了させるために要する費用について「合理的な金融費用を含む」とありますが、事業者の借入に係るブレークファンディングコストについても合理的な金融費用に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	合理的と判断される場合はご理解のとおりです。
35	事業契約書(案)	38	第92条	第6項		秘密保持	「誓約書」の書式は貴市よりご提示いただくとの理解でよろしいでしょうか。	市の指定書式はありません。
36	事業契約書(案)	38	第92条	第6項		秘密保持	「事業者から本事業の全部又は一部の委託を受けた者は秘密情報を漏らさない旨の誓約書」を市に提出することとなっていますが、基本協定書において秘密保持の条項がありますので、基本協定書の当事者となっている構成員及び協力企業においては、当該誓約書の提出は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	事業契約書(案)	38	第92条	第6項		秘密保持	守秘義務の「誓約書」について、弁護士、税理士、会計士等の業として守秘義務を負っているものについては誓約書の提出は不要との理解でよろしいでしょうか。	必要となります。
38	事業契約書(案)	39	第93条	第10 項		個人情報保護	個人情報の保護に関する「確約書」について、弁護士、税理士、会計士等の業として守秘義務を負っているものについては確約書の提出 は不要との理解でよろしいでしょうか。	必要となります。
39	事業契約書(案)	40	第96条	2		株主に関する誓約	事業者は、事業者の株主をして、あらかじめ市の同意を得た場合に限り、事業者の株式に対し担保を設定できるとありますが、SPCに融資を行うこととなる金融機関より設定依頼が寄せられた場合、合理的な理由なしに当該設定を拒否しないと考えてよろしいでしょうか?	具体的な内容については、市と融資金融機関との協議により決定 することになりますが、基本的にご理解のとおりで差し支えありませ ん。
40	事業契約書(案)	42	別紙1	4	(3)		入札説明書が公表された日付は「平成28年11月11日」ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。事業契約書(案)を修正します。
41	事業契約書(案)	42	別紙1		(8)	日程・スケジュール関連	「本施設完工予定日」とは、設計・建設期間後で開業準備期間前の日との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	事業契約書(案)	48	別紙3	1	(1)	サービス対価B (割賦払い)	支払時期について「平成46年2月まで」となっていますが、サービス対価Bの最終支払日はサービス対価D及びサービス対価Eの最終支払日と異なるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

43	事業契約書(案)	49	別紙3	1	(2)	1	サービス対価A (一括払い)	サービス対価Aは(一括払い)は、「平成31年度の基準額により算定した数字とする。」とありますが、遅くとも施設引渡し時点で確定していなければ、回収期限到来基準の適用要件を満たせず、様式G-6の備考4に記載されるサービス対価Bの「支払期限到来基準」による計上ができません。(サービス対価Aの金額によりサービス対価Bの元本額が確定するとの認識です。)サービス対価Aはいつ確定するのでしょうか。	「平成31年度の基準額」を「平成29年度の基準額」に修正します。 サービス対価Aは、施設引渡時点に確定しています。入札説明書 に関する質問No.16をご参照ください。
44	事業契約書(案)	49	別紙3	1	(2)	ウ	サービス対価B (割賦払い)	基準金利は、本施設引渡し日の2営業日前に決定するとありますが、 本施設引渡し日が予定通り平成31年3月31日であった場合、基準金 利決定日は平成31年3月28日という理解でよろしいでしょうか?	本施設引渡予定日を平成31年3月29日に修正します。これに伴い、基準金利決定日は平成31年3月27日となります。
45	事業契約書(案)	49	別紙3	1	(2)	Ď.	金利計算方法について	サービス対価Bの初回の支払いは平成31年5月末日であり、金利計算期間は2ヶ月として計算するということでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	事業契約書(案)	49	別紙3	1	(3)		開業準備に係る 対価(サービス対 価C)	支払日は、維持管理・運営開始日以降の日とするとありますが、一方で53ページ(3)では、支払日は平成31年5月末日と記載あることから、支払日は平成31年5月末日と考えてよろしいでしょうか?	回答No.52をご参照ください。
47	事業契約書(案)	50	別紙3	1	(4)	ア	維持管理・運営に 係る対価	その他費用に含まれる「その他維持管理・運営に関して必要となる費用」とはどのような費用を想定されているでしょうか。	具体的な想定はありません。事業者の提案や費用区分を踏まえ、 必要に応じて区分してください。
48	事業契約書(案)	54	別紙3			ア	ア対象となる費用 と参照指標	「ケ運営備品等更新業務」は、サービス対価D(固定料金)のその他費用に含まれるとの理解でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
49	事業契約書(案)	54	別紙3		(4)	7	改定方法	サービス対価EとFとありますが、サービス対価DとEの誤植でしょうか。	ご理解のとおりです。修正します。
50	事業契約書(案)	54	別紙4	3	(4)	1	改定方法	「サービス対価E及びサービス対価F」とありますが、「サービス対価D及びサービス対価E」の理解でよろしかったでしょうか?	回答No.49をご参照ください。
51	事業契約書(案)	66	別表				《サービス対価A ≫の支払時期に ついて	サービス対価Aの支払予定時期について「本施設の引渡し後、適法な請求書を受領後30日以内」とありますが、平成31年5月末日よりも前に支払いが行われることがあるという理解でよろしいでしょうか。(仮に平成31年4月1日に請求書を提出した場合、支払日は平成31年4月30日になるかと存じます。)	
52	事業契約書(案)	68	別表				≪サービス対価C ≫の支払時期に ついて	サービス対価Cの支払予定時期について「運営開始確認書の受領後、適法な請求書を受領後30日以内」とありますが、平成31年5月末日よりも前に支払いが行われることがあるという理解でよろしいでしょうか。(仮に平成31年4月1日に請求書を提出した場合、支払日は平成31年4月30日になるかと存じます。)	ご理解のとおりです。ただし、サービス対価Cについても、モニタリング実施後に支払う手続きに修正しますので、平成31年4月30日の支払となることはありません。

■基本協定書

No	資料名等			該当	台 箇所	Î			項目	質問	回答
140	具作有可	頁	I	1	(1)	1	ア	(7) a	* A H	貝冏	E) (F)
1	基本協定書(案)	2	第5条	第2項					業務の委託、請負	「事業契約締結後速やかに、前項に定める設計、建設…に関する業務委託契約又は請負契約を締結させ…」とありますが、各業務委託契約及び請負契約締結には弁護士による契約書作成や金融機関による確認等により少なくとも半年程度かかります。契約締結次第速やかにその写しを提示するという理解でよいでしょうか。	
2	基本協定書(案)	3	第6条	第3項	(1)					(1)の事象についても(2)号及び(3)号と同様に「本事業に関し」発生したものとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■様式集

T	 				·	_					
No	資料名等	_			当箇列			l (-)	項目	質問	回答
1	様式集	3	I	4	(3)		7	(7)	作成上の共通留 意事項	各様式の提案内容の補足資料、又は根拠資料を、各様式の規定枚数とは別に添付してもよいことになっていますが、補足・根拠資料は評価対象になるのでしょうか。各様式に制限枚数があるにも関わらず、別途、枚数制限のない資料を添付する場合、各様式の制限枚数が無意味になると思います。関心表明書など、必要最小限の添付書類のみ、認めていただいたほうが良いと思います。	参考資料は、あくまでも提案内容の補足として位置づけ、当該参 考資料のみをもって審査対象とすることはありません。また、当該 参考資料のみでしか把握できない提案内容は審査対象とはなりま せん。
2	様式集	3			(3)				作成上の共通留 意事項	「習志野市で使用するMicrosoft Office は、Word2010及びExcel201 0であり、本書及び添付の様式集はこれらをもとに作成している。」とご ざいますが、「Word97-2003」のバーションで作成してもよろしいで しょうか。(※ファイル形式Word2010「*.docx」→Word97-2003 「*.doc」)なお、「Word97-2003」にて作成したファイルをWord2010 で開く際には、特段問題は生じないと思われます。	差し支えありません。
3	様式集	4			(5)				提出方法	各提案書の綴じ方といたしまして、A4、A3 バインダーファイルを左綴じすること。とございますが、2穴ファイルでの提出でもよろしいでしょうか。	差し支えありません。
4	様式集	4			(5)				提出方法	綴じる区分として、「F. 施設計画提案書(図面集)」と「G. 事業収支計画提案書、H. 提案価格等提案書、I. 事業スケジュール提案書」が分けられておりますが、A3の一つのファイルにまとめて綴じてもよろしいでしょうか。	「F. 施設計画提案書(図面集)」と「G. 事業収支計画提案書、H. 提案価格等提案書、I. 事業スケジュール提案書」は別冊としてください。
5	様式集	6							B-5	「リスク管理の考え方」の記載内容として、「契約条件の見直しの考え方」の記載が求められていますが、ここで言う「契約条件の見直し」とは貴市と事業者間の契約ではなく、SPCと当該受託企業との個別契約の条件見直しという理解で宜しいでしょうか。	市と事業者間の事業契約の見直しを示します。事業契約書(案) 52頁:別紙3:1(4)ウ②「c.提供対象者数等の増減に関する協議」 に記載する見直し協議の考え方をご提案ください。
6	様式集	6							B-6	「地場企業」という用語がでてきており、その他、「地元企業」「市内企業」という用語も出てきますが、すべて同一の意味(市内企業が地元企業)との理解で宜しいですか。用語の使い分けの定義があればご教示ください。	
7	様式集	7							様式C-3	記載内容として、「非常用電源等を提案する場合は」との記載がありますが、これは事業者提案によるとのことでしょうか。入札説明書の「本事業の基本理念」において、「使用頻度が少なく、用途が限定される施設・設備は本施設には設置しない」と明記されており、本施設での災害対応では炊き出しは実施しないことを考慮すると、「非常用電源は不要」としていただいたほうが良いと考えます。この点、市としてのお考えをご教示ください。	要求水準書の施設計画における基本的要件及び関連基準を踏まえ、事業者の提案によるものとします。
8	様式集	8							D-2	記載事項として、「業務従事者の安全・健康被害防止のための方策」と ありますが、これは維持管理業務を通じて、上記被害を予防する、とい う意味合いの提案内容を求めているとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	様式集	9							F施設計画提案書	区分Fの書式サイズはA3ですが、様式フォーマット共通②はA4です。 書式サイズを正とし、様式③と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。様式フォーマットを「共通③」に修正します。
10	様式集	10	F-12						調理作業工程表· 作業動線図	調理作業工程表と作業動線図を各献立ごとに各1枚で示すとありますが、より詳細に記載する為に、1枚ではなく2枚にて示す事は可能でしょうか。	可能です。
11	様式集(補足資 料)	11								要求水準書では、1日2献立の献立方式であり、アレルギー対応食において卵・乳の除去食対応を行うと記載されておりますが、資料の献立例では、1献立の通常食のみ記載されております。提示された献立例の調理作業工程表と作業動線図を記載すればよろしいでしょうか。	資料献立例2には、マヨネーズを使用した献立を記載していますので、卵除去のアレルギー対応食の調理作業表と作業動線図も併せて記載してください。

12	様式集(補足資 料)	12			要求水準書では、1日2献立の献立方式であり、アレルギー対応食において卵・乳の除去食対応を行うと記載されておりますが、資料の献立例では、1献立の通常食のみ記載されております。提示された献立例の調理作業工程表と作業動線図を記載すればよろしいでしょうか。	回答No.11をご参照ください。
13	様式集(様式部 分)	様式 1-1		調印欄について	入札参加に関して貴市宛てに「使用印鑑届兼委任状」を提出している場合、委任された者を代表者として記載するということでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	様式集(様式部 分)	様式 1-3		所在地及び商号 又は名称の記載 について	入札参加に関して貴市宛てに「使用印鑑届兼委任状」を提出している場合、委任された者の所在地及び商号又は名称を記載するということでよろしいでしょうか。	回答No.13をご参照ください。
15	様式集(様式部 分)	様式 1-9		調印欄について	入札参加に関して貴市宛てに「使用印鑑届兼委任状」を提出している場合、委任された者を代表者として記載するということでよろしいでしょうか。	回答No.13をご参照ください。
16	様式集			様式B-6	市内企業発注等の表についてですが、「構成員又は協力企業」の欄に、「構成員A」や「協力企業C」などと記載がありますが、各企業名の読み替えはあくまで例示であり、例えば、設計企業A、建設企業Bという表記で提案書を統一することも認めていただけますでしょうか。	差し支えありません。
17	様式集			様式B-6	市内企業発注等の表の注釈4において、市内企業への発注予定額は モニタリング対象となるとの記載がありますが、事業契約書案別紙4(モニタリング及びサービス対価の減額)では、施設整備段階のモニタリングを行うことにはなっていません。いずれが正でしょうか。	は想定していませんが、事業契約書(案)第24条、第26条、第32
18	様式集(F-11)備 品リスト	様式 F-11		備品リスト	すが、調理備品のみ更新時期を記載し、調理設備については様式D-	様式D-3は枚数制限上、記載できる内容・設備が限定的になる可能性もあると想定しています。このため、様式F-11には調理設備も含めて、全ての設備、備品を記載してください。
19	様式集(F-11)備 品リスト	様式 F-11		備品リスト	備考欄に「提案備品について想定される更新期間を記入」とございますが、事業期間中に更新想定がない場合は、空欄としてもよろしいでしょうか?	事業期間中に更新期間がない場合においても、16年目以降に想定する更新時期を記載してください。
20	様式集(F-11)備 品リスト	様式 F-11		備品リスト	単価記入欄に(千円)とございますが、食器や杓子類、調理備品類では、単価千円以下が多数ございますので、円単位での表記でも可として頂けないでしょうか?	円単位の記載に修正します。
21	様式集(様式部 分)	様式 G-6		サービス対価Bに 係る会計基準に ついて	引渡時においてサービス対価A及びサービス対価Bの支払スケジュールが確定していない場合、サービス対価Bについて支払期限到来基準を採用することができず、引渡時に収益計上を行うこととなります。支払スケジュールは引渡時に確定するのでしょうか。	サービス対価Aの支払時期は、事業契約書(案)P66別表に記載した「本施設引渡し後、適法な請求書を受領後30日以内」、サービス対価Bの支払時期は、事業契約書(案)P66別表に記載した支払予定時期の末日とします。 なお、入札説明書に関する質問No.16をご参照ください。
22	様式集(様式部 分)	様式 H-7			配送車両調達をリース方式にて調達した場合は、配送車維持管理業務に含めての記載するでよろしいでしょか。	リース費用である旨が分かるように適宜行を追加して記入してください。

■その他

No	資料名等	資料名等 該当箇所 頁 I I I I I I I I I I I I I I I I I I I					а	項目	質問	回答
1	要求水準書(案) に関する質問書 に対する回答		•					回答No.151	「学校の児童数の推移により、今後制限がかかる場合も想定されます。」と回答頂きましたが、どのように制限がかかるか事業者では想定もコントロールもできませんので、習志野市様の都合によりコンテナの寸法が変更や台数が変更になる場合に増加費用が発生した場合や、配送車の改造や配送コストが増加する場合は、習志野市様の費用負担として頂けますでしょうか?	(案)52頁:別紙3:1(4)ウ②「c.提供対象者数等の増減に関する協議」をご参照ください。